

緊急時等の給付金の受取がスムーズになる

公金受取口座

は登録されましたか？

公金受取口座登録制度でできること

公金受取口座を登録しておく、緊急時の給付金や児童手当、今後の給付金の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります！



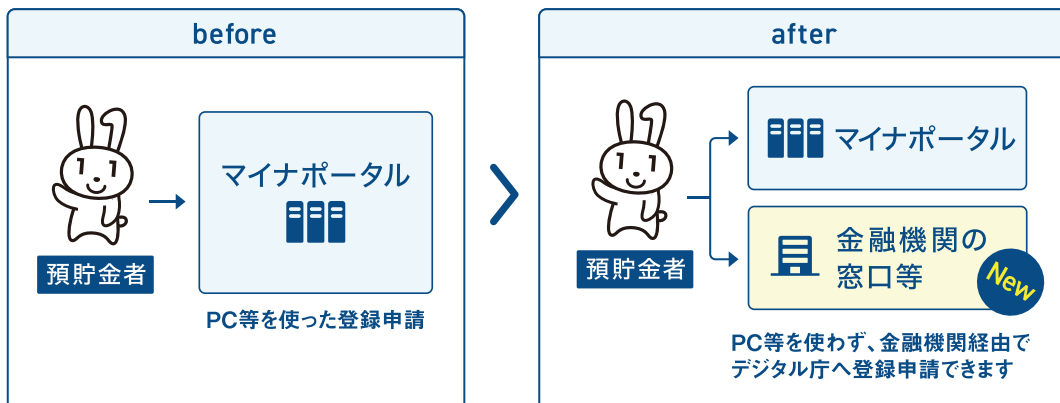
マイナポータルから登録することができます。

詳しい登録方法はこちらをご覧ください



令和7年
4月1日
開始!

金融機関からも登録できます！



令和7年
4月1日
開始!

相続時や災害時の手続きが楽になる 口座管理法制度

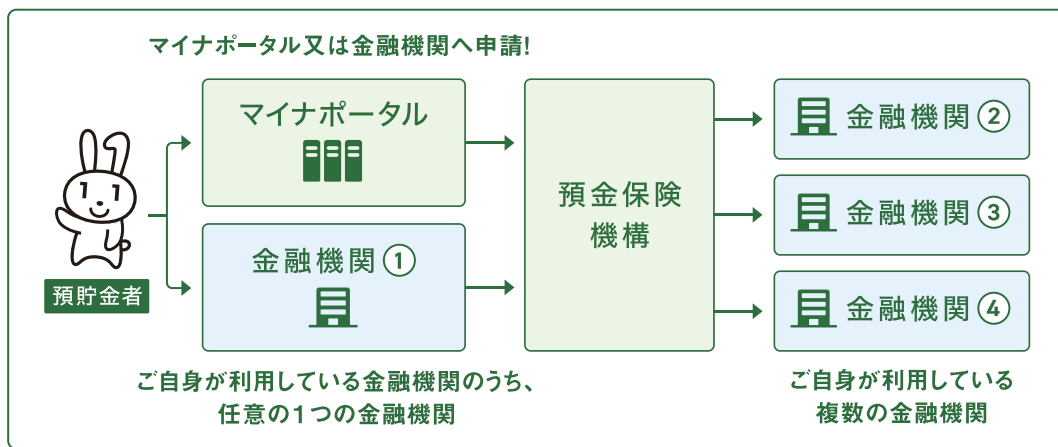
って知っていますか?

口座管理法制度でできること

本人同意を前提とし、一度に複数の金融機関へマイナンバーを届け出ることや、相続時又は災害時に口座情報を確認できるようになります。

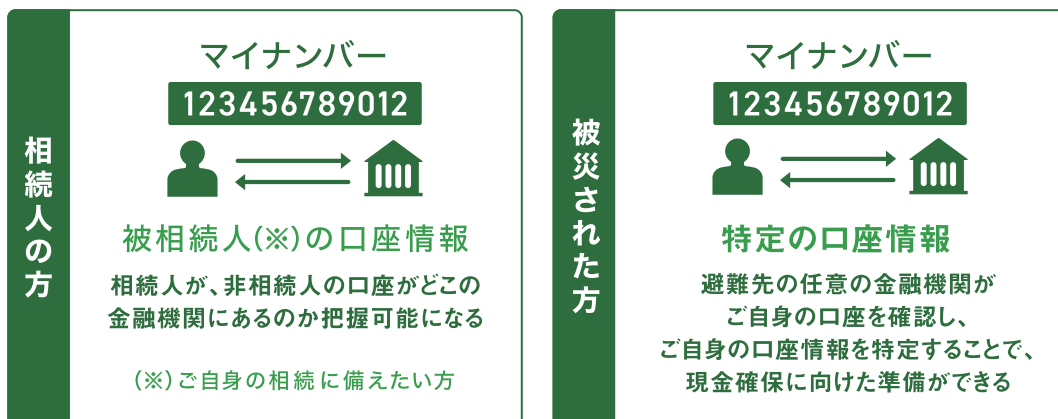
1

複数の金融機関を利用しても大丈夫です!一度に、全ての預貯金口座について、マイナンバーを付番できます。



2

預貯金口座にマイナンバーを付番することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。



相続時や災害時の手続きが楽になる！ 「もしも」の時に備えて金融機関の口座と マイナンバーを付番できます

口座管理法（預貯金口座付番制度）のご紹介

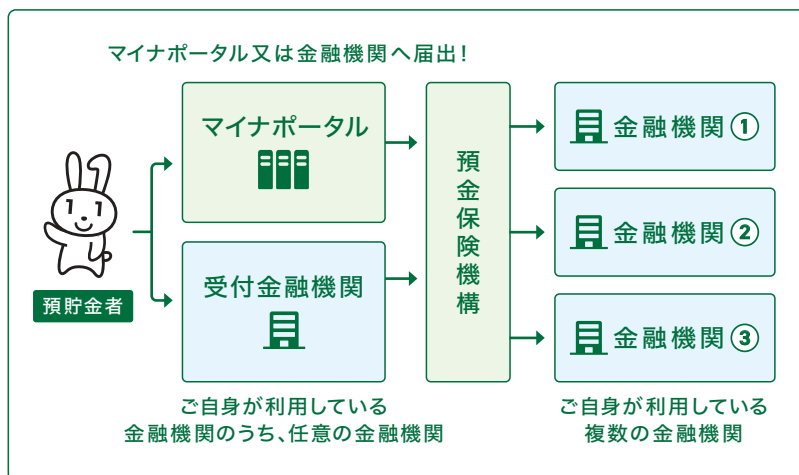
本人同意を前提とし、マイナンバーを届け出ること、
複数の金融機関に存在するご自身の預貯金口座に付番する制度です。

- 1** 複数の金融機関を利用している
でも大丈夫です！一度に、すべての金融機関へマイナンバー
を届け出ることができます。
（「付番の申出」といいます）。

※一部金融機関では取り扱いできない場合があります。詳しくはデジタル庁HPをご確認いただくか、普段ご利用の金融機関にお問い合わせください。



<https://www.digital.go.jp/policies/numbering-on-accounts/designate>



※付番の申出を行ってから付番した口座の通知（結果通知）が来るまでに、事務処理の都合上一定の時間を要しますので、お早めの届出をお願いいたします。

- 2** マイナンバーを預貯金口座に付番することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

相続された方

父

娘

金融機関にて

付番しておいてよかったよかった

相続の手続きで来たのですが…

亡くなられたお父様には他の金融機関にも口座がありますね。

窓口

口座の把握漏れを減らし確実な相続が可能！

被災された方

印鑑もキャッシュカードも持ち出せなかった、どうしよう…

避難先にいつも使っている金融機関がなくても、マイナンバーカードだけで自分の口座の情報を教えてもらえたよ！

マイナンバーカードがあれば大丈夫ですよ！

避難先の金融機関にて

窓口

避難先でもご自身の口座情報の確認が可能！

詳しくはご利用の金融機関、もしくは裏面に記載の
マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）にお問い合わせください。

よくあるご質問について

1



Q

預貯金口座への付番を金融機関に届け出るときには、何が必要？

A

マイナンバーの確認のためマイナンバーカードを持ってきてね！
預貯金通帳やキャッシュカード等、他に必要なものは金融機関に確認してね。



2



Q

預貯金口座に付番すると、給付金を受け取ることができるの？

A

預貯金口座への付番（金融機関へのマイナンバーの届出）により給付金を受け取ることはできないよ。ただし、預貯金口座を給付金を受け取ることのできる口座（公金受取口座）として国に登録することで、その口座を通じて給付金を受け取ることができるようになるから、ぜひ検討してね。



3



Q

自分が持っている複数の金融機関の口座に一度にマイナンバーを付番できるようになるとのことだけど、住所の更新ができていないとどうなるの？

A

金融機関に届出をしている住所の更新ができていないと、本人の口座と認識されずに、マイナンバーでの付番ができないよ。住所の更新をしてから、届出をしてね。



4



Q

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの？

A

マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が行政機関などに預貯金残高などをお知らせすることはないから安心してね。



預貯金口座付番制度についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マ イ ナ ン バ ー



0120-95-0178

受付時間

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

（年末年始を除く）